

知財人財育成に関する現状と課題について

平成23年8月2日
知的財産戦略推進事務局

目次

1. 知財人財育成プラン策定の背景

2. 知財人財育成に関する現状

弁理士

法曹人財

企業の知財担当者

大学・TLOの知財担当者

知財教育

3. 知財人財育成に関する課題

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会における知財人財育成に関する主な意見

(参考)知財推進計画2011における人財関連施策

必要な知財人財像の明確化

1. 知財人財育成プラン策定の背景

グローバル・ネットワーク時代の到来

グローバル・ネットワーク時代の到来によりデジタル・ネットワークで連結されたグローバル市場での競争が激化。グローバルに活躍する知財人財が求められている。

専門調査会における指摘

競争力強化のために国際標準を含む知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)の育成・確保が不可欠。

弁理士などの知財専門人財についても、これまでの国内志向を脱し、グローバル化という観点での人財育成が急務。

「知的財産推進計画2011」(施策)

・知財人財育成プランの確立

グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。(短期)



・知財人財育成プランの策定

専門調査会の下にWGを設置して検討を進め、年内を目途に報告書を取りまとめる。

・策定されたプランの速やかな実施

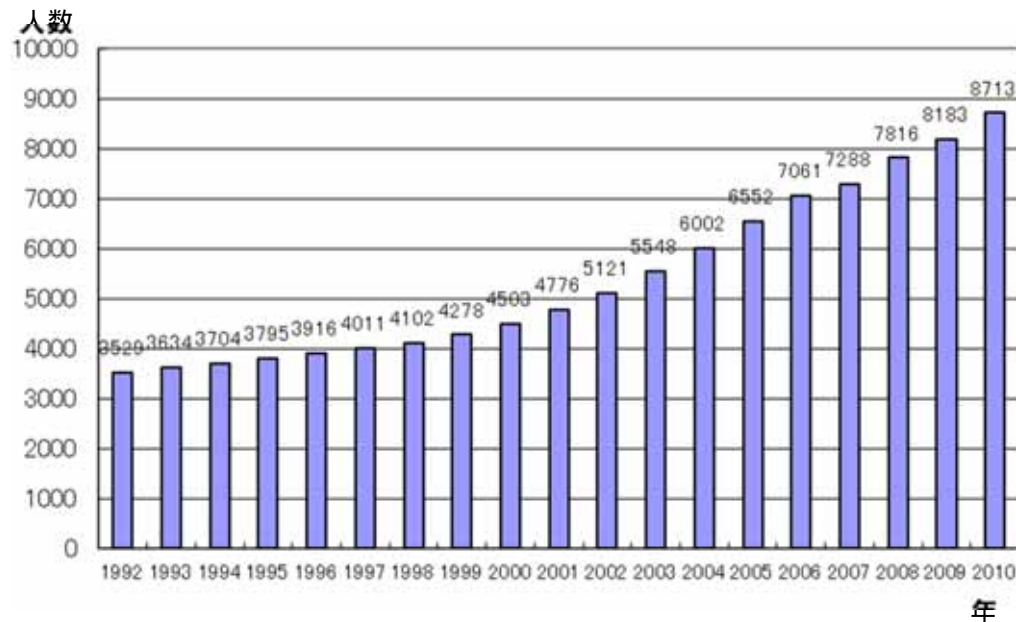
(知財マネジメント人財、グローバル知財人財の育成・確保)

2 . 知財人財育成に関する現状

2. 知財人財育成に関する現状 《 弁理士 》

2000年の弁理士法改正により、弁理士試験内容の簡素化・合理化が進められた。2007年の弁理士法改正により、実務修習制度と継続研修制度が導入された。弁理士数は順調に増加しているが、グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成が不可欠。

弁理士数の推移



人数は各年末現在。

出所：特許庁「特許行政年次報告書2011年版〈統計資料編〉」

弁理士実務修習制度

弁理士登録をしようとする者に対し実務能力の担保を図るための制度。

研修時間：約3か月で72時間

実務修習のカリキュラム

- ・弁理士法及び弁理士の職業倫理(16単位)
- ・特許及び実用新案の理論及び実務(57単位)
- ・意匠の理論・実務(24単位)
- ・商標の理論及び実務(30単位)
- ・工業所有権に関する条約その他の弁理士業務の理論及び実務(17単位)

1単位 約1時間（弁理士法施行規則第25条第2項）

弁理士継続研修制度

専門的能力の維持・涵養の観点から、弁理士が研修を定期的に受講することを義務化した制度。

研修時間：5年間で70時間以上

項目	継続研修のカリキュラム
倫理 (必修)	顧客への説明責任、利益相反、守秘義務等(10単位)
業務 (必修)	工業所有権法令・条約、審査基準、中小企業向け知財施策等
(選択)	出願・登録の手續及び実務、明細書作成実務、審査・審判対応実務、拒絶対応実務、民法・民事訴訟法、知財管理、先端技術等 (全60単位)

出所：パテント2009 vol.62、2008 vol.61

2. 知財人財育成に関する現状 《 法曹人財 》

全ての法科大学院において知的財産関係の授業科目が開設され、知的財産法を選択する新司法試験合格者が一定割合で出ている。

弁護士知財ネット、エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワーク(ELN)など、知的財産に強い弁護士を育成するための環境整備が進められているが、活動の更なる活性化が必要。
(弁護士数 30,469人 2011年7月現在)

新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 (公法系)	国際関係法 (私法系)	新司法試験 合格者合計
2006年 新司法試験	237人 (23.5%)	55人 (5.4%)	109人 (10.8%)	159人 (15.8%)	331人 (32.8%)	46人 (4.6%)	18人 (1.8%)	54人 (5.3%)	1009人
2010年 新司法試験	570人 (27.5%)	111人 (5.3%)	196人 (9.4%)	290人 (14.0%)	657人 (31.7%)	107人 (5.2%)	21人 (1.0%)	122人 (5.9%)	2074人

出所:法務省「平成18年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)～「平成22年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)

弁理士登録弁護士

2005年	340人
2010年	374人

出所:弁護士知財白書2010版

ELN会員弁護士

ELN: Entertainment lawyers network

2005年	333人
2011年	377人

出所:ELN

弁護士知財ネット 参加弁護士

2005年	約1,200人
2011年	約1,000人

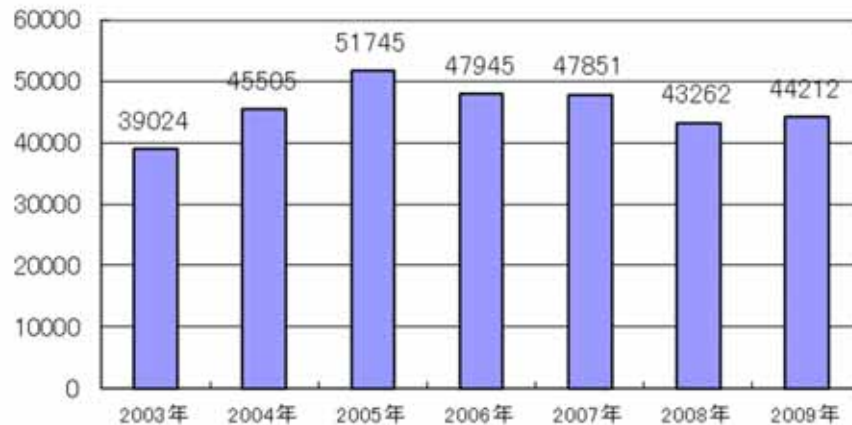
出所:弁護士知財ネット

2. 知財人財育成に関する現状 《 企業の知財担当者》

知的財産専門職大学院や知的財産管理技能検定の実施などにより、企業の知的財産担当者が知的財産の専門知識を習得する環境が整いつつあるが、グローバル化に対応しつつ知的財産を戦略的にマネジメントできる人財の育成が急務。中小企業においては、知的財産関連業務を担当する者がまだまだ少ない。

企業等の知的財産担当者数の推移

注：「知的財産担当者」には、産業財産権の発掘から権利取得、維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。



出所：特許庁「平成22年(2010)知的財産活動調査報告書」

資本金階級	1社あたり平均知財担当者数(2009年度)
1億円未満	0.8人
100億円以上	18.8人

特許庁「平成22年(2010)知的財産活動調査報告書」に基づいて計算

知的財産専門職大学院

東京理科大学大学院 イノベーション研究科 知的財産戦略専攻 (2005年度開設) 募集人員80名(2011年)

大阪工業大学 知的財産専門職大学院 知的財産研究科 知的財産専攻(2005年度開設) 募集人員30名(2011年)

日本大学大学院 知的財産研究科 知的財産専攻(2010年度開設) 募集人員30名(2011年)

知的財産管理技能検定

2007年10月から、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において対象職種として追加された。2008年7月に第1回検定が実施され、第8回検定(2011年3月実施)までの延べ受検申請者数は91,571人。

知的財産管理技能検定は、1級、2級及び3級の3つの等級に区分されている。

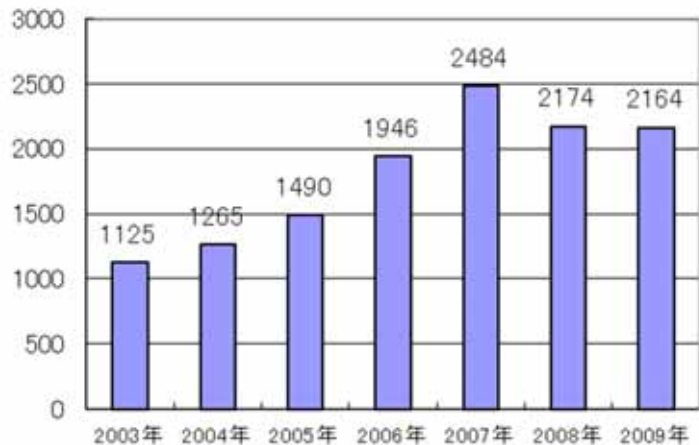
- 1級(特許専門業務)
- 1級(コンテンツ専門業務)
- 2級(知的財産分野全般についての基本的な管理能力)
- 3級(知的財産分野について、初歩的な管理能力)

2. 知財人財育成に関する現状 《 大学・TLOの知財担当者》

知的財産担当部門を設置する大学の増加に伴って、大学やTLOの知的財産担当者数は増加傾向である。しかし、産学間の技術移転等は、諸外国に比較して進展していない。

教育機関(大学等)・TLOの知的財産担当者数の推移

注:「知的財産担当者」は、大学等の学校教育・その他の教育、学習支援業、TLO、独立行政法人を含む公的研究機関・その他の学術・開発研究機関で知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者。

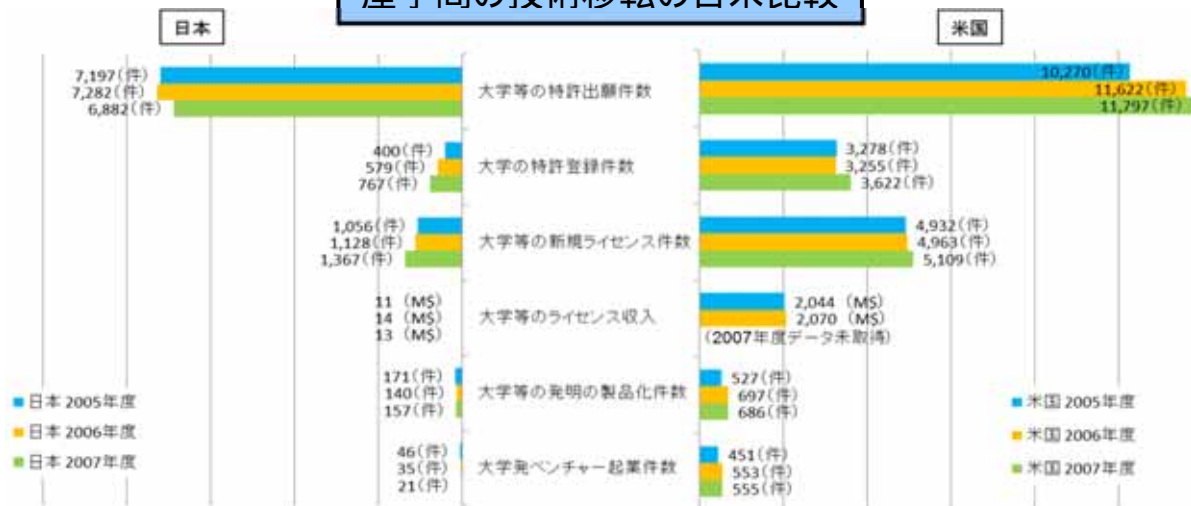


出所:特許庁「平成22年(2010)知的財産活動調査報告書」

	1機関あたり平均知財担当者数(2009年度)
教育・TLO・公的研究機関・公務	3.0人

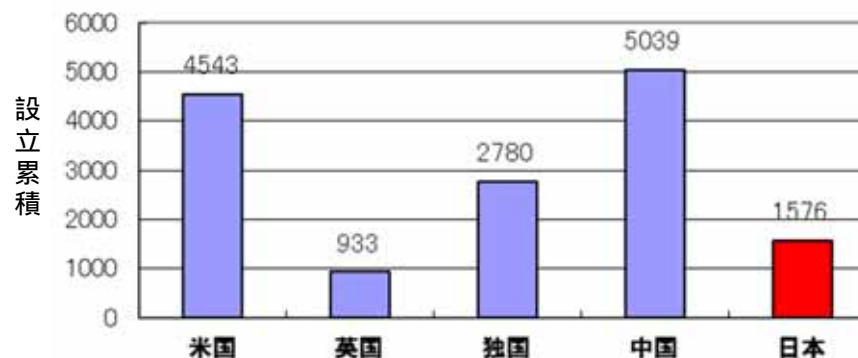
特許庁「平成22年(2010)知的財産活動調査報告書」に基づいて計算

産学間の技術移転の日米比較



出所:経済産業省資料に基づき作成

大学発ベンチャーの設立実績 諸外国との比較



出所:文部科学省 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会(第2回) 2011.5.23

2. 知財人財育成に関する現状 《 知財教育》

知的財産に関する授業科目を開設する大学も一定の規模に達している。知財教育水準の向上のために知財教育機関間の連携の動きもみられる中で、知財マネジメント人材やグローバル知財人材の育成に向け知財教育環境の一層の整備が必要。

また、高専・工業高校などに対する知財教育の推進も重要。

大学・大学院：知財に関する授業科目数

	学部	研究科
2003年度	232	90
2004年度	250	130
2005年度	280	153
2006年度	295	162
2007年度	314	170
2008年度	295	178

出所：文部科学省(平成22年公表資料)に基づき作成

備考：知財マネジメントを含む知財に関する授業科目数

知的財産研究・専門職大学協議会の設立

知的財産に関する教育・研究に従事する専門職大学院及び大学院専攻が相互に緊密に協力し、関係機関との協調を図ることによって、知的財産に関する教育研究の水準の向上を目的とし設立(2011年6月25日)。アジア・新興国における知的財産教育・研究ネットワークの形成、カリキュラムの共同作成・単位互換などを行う。

会員校(7校)

- ・青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻知財プログラム
- ・大阪大学大学院 法学研究科知的財産法プログラム
- ・大阪工業大学 知的財産専門職大学院
- ・金沢工業大学大学院知的創造システム専攻
- ・東京工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科 知的財産マネジメント講座
- ・東京理科大学専門職大学院
- ・日本大学大学院 知的財産研究科(専門職)

出所：知的財産研究・専門職大学協議会(ウェブサイト)

知財教育に対する支援

出所：特許庁資料に基づき作成(2010年度実績)

大学生・高専・専門高校生

産業財産権に関するテキストの提供

132,000部 約3,500校

パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催

(パテント) 応募333件 15件出願支援

(デザイン) 応募113件 23件出願支援

小中高生

産業財産権教育用副読本の提供

158,000部 約1,500校

3 . 知財人財育成に関する課題

3. 知財人財育成に関する課題

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会における知財人財育成に関する主な意見

知財マネジメント人財に関して

- ・従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するだけでなく、事業構想を起点とした特許の確保、国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的な知財マネジメントを行える人財育成が必要。
- ・標準の人財育成においてはオープン・クローズを全体でマネジメントできる人財育成が必要。
- ・標準人財といっても様々なレイヤーがあり、それに対応した人財育成が必要。
- ・知財マネジメントの定石を把握させるための人財育成も必要。
- ・知財マネジメント人財を育成する人財に問題はないか。

グローバル人財に関して

- ・グローバルに知的財産を取得・活用する必要があり、それに対応するグローバル知財人財の育成が必要。
- ・国際競争に勝てる弁理士や弁護士を含めた専門人財の育成が重要。
- ・アジア各国が加盟したアジア弁理士会で、かつて専門委員会の委員長はすべて日本人であったが、今はほとんど中国や韓国などの外国人で占められている。

発明創造人財・産学連携人財に関して

- ・リサーチ・アドミニストレーターを専門職として定着させるべき。
- ・大学知財本部やTLOにおける人財育成を検証し、中長期的な視点から若手を育成すべき。
- ・少年少女に向けた発明や創造の強化を行うべき。

(参考) 知財推進計画2011における人財関連施策

2. 知財イノベーション競争戦略

知的財産戦略を支える人財を育成・確保する

(イ) グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成プランを確立する。

【施策例】

・知財人財育成プランの確立

(ロ) 知財システムを支える人財の育成を強化する。

【施策例】

・知財マネジメント人財育成の強化

・知財教育を実施している大学の連携強化

・知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化

・研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化

・グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成

・弁理士の知財マネジメント能力の向上

・中小企業診断士の研修の推進

・国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化

・知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築

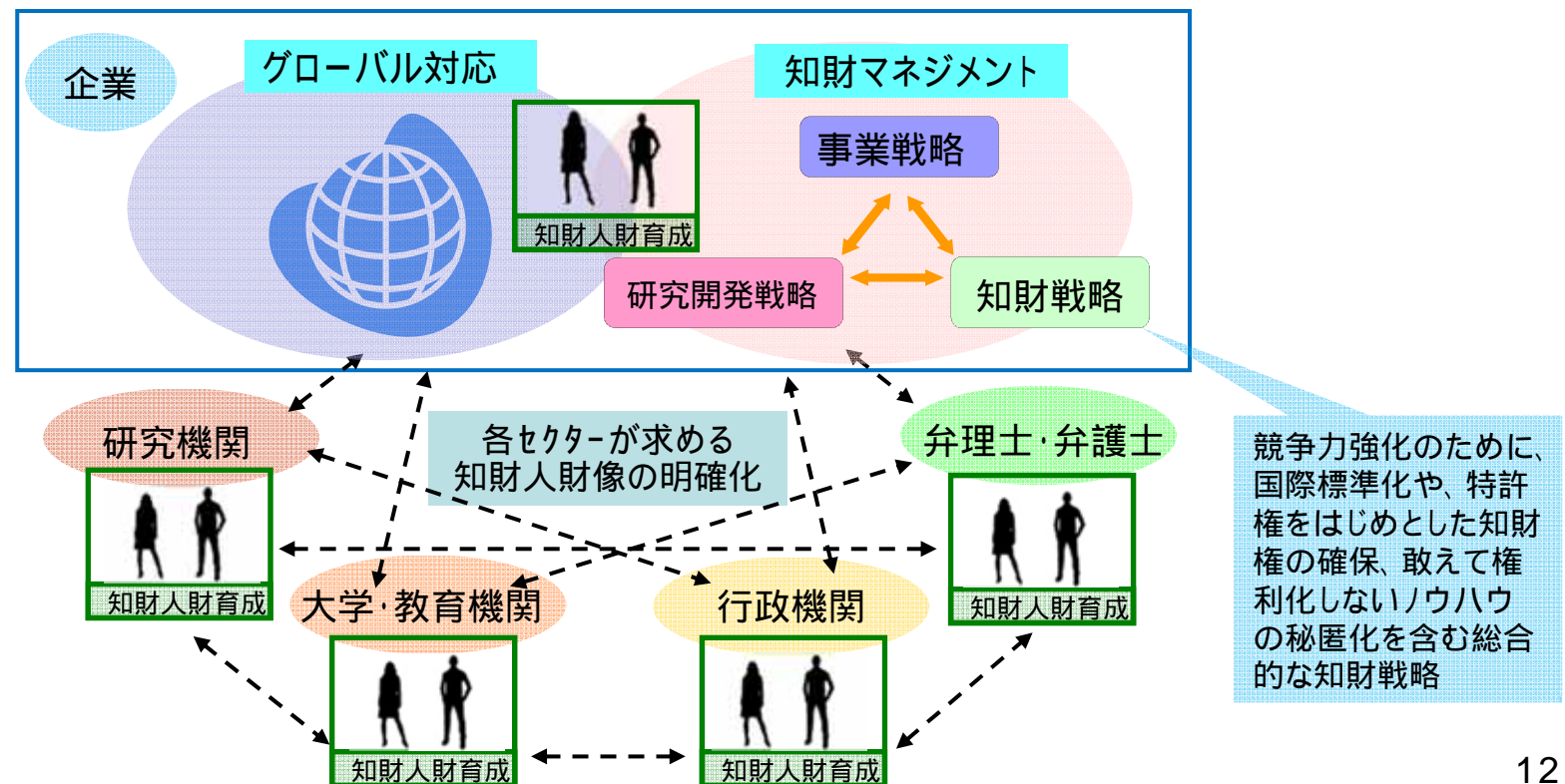
・知財教材の一層の充実

・小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組

3. 知財人財育成に関する課題

グローバル・ネットワーク時代における産業競争力の強化に向けて、国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)や世界を舞台に知的財産分野で活躍できる人財(グローバル知財人財)が求められている。

国際競争力の強化に向けて企業、研究機関(TLO)、大学・教育機関、弁理士・弁護士をはじめとした専門家、行政機関等各セクターにおいて必要とされる知財人財像を明確にすることが不可欠である。その上で、必要とされる知財人財の育成をいかに図るべきか議論すべき。



3 . 知財人財育成に関する課題

各セクターにおいて必要とされる知財人財像の明確化



必要な知財人財の育成手法の検討

検討の視点 (例) 企業の競争力強化に向けて必要とされる知財人財像

企業において、グローバル化への対応を図りつつ、事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三位一体の経営戦略を実現し競争力を強化するため、いかなる事業経営の在り方を求めるのか。そこに知財部員はどのような貢献ができるのか。その中で経営層を含めいかなる知財人財の育成・確保を図るべきか。

大学・教育機関において、企業で活躍できるグローバル知財人財・知財マネジメント人財を、いかに育成するべきか。

専門家(弁理士、弁護士)において、グローバル・ネットワーク時代における企業の国際競争をサポートするために、いかなる知財人財を育成するべきか。

研究機関・TLOにおいて、企業との連携を強化し、研究成果を事業につなげるために、いかなる知財人財を育成するべきか。

行政機関において、グローバル・ネットワーク時代に対応したビジネス環境整備に向けた知財政策を企画・立案・実施するために、いかなる知財人財を育成するべきか。